

松山市建設工事等に係る事故対応マニュアル

平成26年1月

松山市 技術管理課

本マニュアルは、本市が発注する建設工事等における事故発生時の対応・報告に関するマニュアルであり、市及び受注者等双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とするものである。

1. 報告対象

市発注工事及び建設関連業務の施行において発生した、「すべての事故」を対象とする。なお委託業務の場合は、「工事」を「業務」に、「施工」を「履行」に読み替えるものとする。

2. 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「応急措置」、「初動対応」、「事後対策」の各段階に応じて適切に処理するものとする。

応急措置

(1) 事故の影響に対する危険回避措置

受注者は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、事故の影響に対する危険回避措置を執らなければならない。

(2) 死傷事故の場合の措置

警察・消防等に通報及び現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力しなければならない。

初動対応

- (1) 受注者は、工事施工中に事故が発生した場合は、状況原因を的確に把握し、直ちに監督員及び所管の労働基準監督署その他関係機関に通報(報告)しなければならない。
- (2) 監督員への報告(第一報等)は、「事故等速報」(様式1・FAX及び電子メール可)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で連絡した上で、文書による報告を速やかに行わなければならない。
- (3) 監督担当課は、直ちに関係各課に通報するとともに、重大な事故など(表-1)の場合、直ちに危機管理担当に通報するとともに、広報課と協議の上、緊急時広報を行う。
- (4) 受注者は、事故に係る被害状況・原因等の情報を収集し報告内容に変更があった場合は遅滞なく監督員へ報告しなければならない。

事後対策

- (1) 労働基準監督署より命令・勧告・指導票を受けた場合は、すみやかに監督課へ報告を行うこと。労働災害時のみ
- (2) 受注者は、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに「事故報告書」(様式2)を、3-2-(4)に示す期日に提出しなければならない。
- (3) 監督担当課は、前号の最終的な報告を受けた場合、「事故報告書」に記載された内容について事実関係を確認のうえ、決済終了後、速やかに関係各課にその写しを送付するとともに、重度及び重大な事故については、中予地方局管理課建設業係に「事故報告書」(写し)の提出の有無について確認を行うこと。

表 - 1 事故区分

休業日数や事故の影響など速報時点で未確定の場合、報告は想定される上位レベルで通知すること。

レベル	区分	内容
	軽微な事故	労働災害・もらい事故・死傷公衆災害 休業4日未満の人身災害 物損公衆災害 物損災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が少ない場合（各家庭への引込線・給水管等）。
	重度の事故	労働災害・もらい事故・死傷公衆災害 休業4日以上的人身災害 物損公衆災害 物損災害のうち第三者（二次被災者）の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響がある場合など。もしくは第三者の死傷に繋がる可能性はないものの、配水管の破損（給水管は除く）や架空線の接触による切断などにより近隣の第三者（二次被災者）への被害や周辺への影響がある場合。 その他 労働安全衛生規則第96条関係で労働基準監督署への事故報告の届出（報告）が必要な場合。
	重大な事故など	レベルのうち、大規模な事故等により避難指示など重大な影響が発生する場合や、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。

3. 提出書類について

3 - 1 事故等速報

(1) [様式1] 事故等速報の第 報について

- ・事故等速報及び添付資料はすべてA4サイズとする。
- ・事故等速報の各項目を別紙として添付する場合は右上に「別紙（番号）」と記載する。

(2) 添付書類

- ・資料の右上に「添付資料（番号）」と記載すること。

	名称	備考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等，事故発生時の状況がわかるもの
2	事故現場の写真	現場の状況がわかるもの 平面図等に撮影方向を記載
3	安全衛生管理体制図(写し)	施工計画書に記載されたものの写しでも可
4	施工体系図(写し)	下請契約がある場合のみ
5	被災者の雇用状況	労働災害時のみ 被災者が所属会社に雇用されていることが証明できる資料 社会保険の場合：健康保険証の写し 国民健康保険の場合：住民税特別徴収税額の決定・変更通知書写し
6	施工計画書	事故のおきた作業に関する施工方法，安全管理部分の抜粋。

書類については、直ちに報告を行う必要があるため、作成に時間を要する資料については、第2報以降での提出を認める。また工事および事故内容に応じて必要な資料を添付すること

(3) 提出方法

- ・提出は、FAX 及び電子メールにより速やかに行うものとするが、緊急を要する場合は、直ちに口頭で連絡した上で文章による報告を速やかに行うこと。

3 - 2 事故報告書

(1) [様式2] 事故報告書

- ・事故報告書及び添付資料はすべてA4サイズとする。
- ・事故報告書の各項目を別紙として添付する場合は右上に「別紙（番号）」と記載する。

(2) 添付書類

・資料の右上に「添付資料(番号)」と記載すること。

	名 称	備 考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等, 事故発生時の状況がわかるもの 事故の発生原因や法・契約・手順違反を説明する資料 事故発生時の状況は図解等で具体的に記載
2	労働者死傷病報告(写し)	労働安全衛生規則第97条(様式第23号または様式第24号) 労働災害の場合のみ。労働基準監督署の收受印があるものの写し。
3	使用停止等命令書(写し) 上記に対する報告書(写し)	法違反があり、作業の全部又は一部の使用停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を、労働局長又は基準監督署長が事業者に対し命令するもの。 使用停止等命令書を受けた事項に対する報告書
4	是正勧告書(写し) 上記に対する報告書(写し)	法違反の是正を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの 是正勧告を受けた事項に対する報告書
5	指導票(写し) 上記に対する報告書の写し	法違反ではないが、改善を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの 指導を受けた事項に対する改善報告書
6	医師の診断書等(写し)	全治日数等(見込みで可)がわかるもの
7	被災者への対応報告書	災害への補償等の対応状況がわかるもの。 死傷及び物損公衆災害のみ
8	是正後施工計画書	再発防止策を施工計画書に反映させ是正箇所部分を提出。

書類については、工事および事故内容に応じて必要な資料を添付すること

(3) 提出方法

- ・綴る順番は事故報告書 別紙(番号順) 添付資料(番号順)とする。
- ・社印(角印)と代表者印(丸印)を押印したものを発注者に2部提出する。

(4) 提出時期

- ・事故報告書については1週間以内に提出をすること。
- なお2～5の添付書類については労働基準監督署において死傷病報告、監督署の命令・勧告・指導票に対する是正報告書が受理された段階で提出すること。

【参考】

用語の定義

市発注工事及び建設関連業務の施行	残土や資機材運搬中の車両等が起こした事故を含む。ただし、現場到着単価の資機材を運搬中の車両等が工事現場外で起こした事故及び工事関係者の通勤途上での交通事故を除く。
すべての事故	(1) 工事等関係者事故(軽傷、不休の場合も含む) (2) もらい事故(軽傷、不休の場合も含む) (3) 死傷公衆災害(軽傷・不休の場合も含む) (4) 物損公衆災害(軽微なものを含む)
工事等関係者事故	元請・下請会社の各事業者及び労働者、これに類する者(警備保障会社から派遣された交通誘導員等)をいう。労働災害及び労働災害に類する事故を含む。
もらい事故	当該工事等関係者以外の第三者が起因して当該関係者が死傷した事故。
死傷公衆災害	工事作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故。
物損公衆災害	工事作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故・
通報	休日・時間外でも必ず通報すること。(FAX、メール可)
工事等現場内	土捨場、資機材置場等の関連施設を含む。
労働災害	労働安全衛生法第2条(定義)第1号労働災害：労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
労働災害に類する事故	事業者、船員法適用者等の被災等が該当。
労働者	労働安全衛生法第2条(定義)第2号労働者：労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。 労働基準法第9条(定義(1))：この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
休業日数	被災者を雇用している事業者が労働基準監督署へ届け出る「労働者死傷病報告」の様式の種別により、休業日数を判別する。(労働安全衛生規則第97条様式第23号：休業4日以上、様式第24号：休業4日未満)被災した日は休業日数に含まない。
直ちに	何があっても遅延は許されず、「即座に」。(人命救助を最優先すること。)
遅滞なく	事情の許す限りできるだけ早く。かならずしも「即座」という意味ではなく、やむを得ない正当な事由がある場合には、多少の遅延は許される。

労働安全衛生規則

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
- 二 令第一条第三号のボイラー(小型ボイラーを除く。)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
- 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
- 四 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 五 移動式クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 六 デリック(クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 七 エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断

- 八 建設用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
- 九 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
- イ 搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
- イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

- 第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。